

佐野市政策審議会の会議の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐野市政策審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公開の内容)

第2条 会議の公開の内容は、次のとおりとする。

- (1) 会議の日程等の事前公表
- (2) 会議の傍聴
- (3) 会議資料の配布
- (4) 会議録の公開

(会議の日程等の事前公表)

第3条 審議会は、会議の開催日時、開催場所、議題、傍聴の定員その他必要な事項をあらかじめ公表するものとする。

2 前項の規定による会議の開催日時等の事前公表は、会議開催の1週間前までに、会議案内を市役所掲示場等に掲示し、及び市のホームページに掲載することにより行う。ただし、緊急に審議会の会議を開催するときは、会議開催の決定後、速やかに行うものとする。

(非公開の場合の会議録への記録等)

第4条 審議会の会議の一部又は全部を非公開とした場合は、その旨及びその理由を会議録に記録するものとする。

(会議の傍聴等)

第5条 会議の傍聴は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 前項の場合において、審議会は、傍聴を認める者の定員を定めることができる。

3 前項の規定により、傍聴を認める者の定数を定めた場合において、傍聴を希望する者が当該定員を超えるときは、先着順により決する。ただし、審議会が必要と認めるときは、抽選その他の方法によることができる。

(傍聴することができない者)

第6条 会議の傍聴を希望する者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、

傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、次の事項に該当する行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等をすること。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙をすること。
- (5) 写真撮影、録画、録音等をすること。ただし、審議会の長が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような举动をすること。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 審議会の長は、会議の開催中における会場の秩序の維持に努めるものとする。

2 審議会の長は、傍聴人がこの要領に違反し、会議の運営に支障があると認めるときは、当該傍聴者に退席を命ずることができる。

(会議資料の配布)

第10条 会議資料の配布は、審議会が当該会議に諮り、その同意を得た場合に行うものとする。

2 会議資料の配布は、会議の傍聴者に対し行うものとする。ただし、会議資料に残余がある場合は、この限りではない。

(会議録の公開)

第11条 審議会は、会議を開催した場合は、会議録の写し等を、政策調整課で1年間一般の閲覧に供するとともに、市のホームページへ掲載するも

のとする。この場合において、会議録に佐野市情報公開条例（平成17年佐野市条例第8号）第6条各号に規定する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合は、当該非公開情報を適正に処理し、公表するものとする。

附 則

この要領は、平成17年8月1日から実施する。

この要領は、平成19年4月1日から実施する。